

## 霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会（仮称）規約（案）

### （名称）

第1条 本会は、「霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、霞ヶ浦流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

### （協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

### （幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

### （協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所災害情報普及支援室に置く。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第10条 本規約は、平成28年 月 日から施行する。

土浦市長  
石岡市長  
龍ヶ崎市長  
鹿嶋市長  
潮来市長  
稲敷市長  
かすみがうら市長  
神栖市長  
行方市長  
鉾田市長  
小美玉市長  
美浦村長  
阿見町長  
河内町長  
利根町長  
香取市長  
稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者  
茨城県 生活環境部防災・危機管理課長  
茨城県 土木部河川課長  
水戸土木事務所長  
潮来土木事務所長  
土浦土木事務所長  
鉾田工事事務所長  
竜ヶ崎工事事務所長  
千葉県 防災危機管理部危機管理課長  
千葉県 県土整備部河川環境課長  
香取土木事務所長  
気象庁 水戸地方气象台長  
気象庁 銚子地方气象台長  
独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所長  
国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所長

土浦市 危機管理室長  
 石岡市 防災対策課長  
 龍ヶ崎市 危機管理室長  
 鹿嶋市 交通防災課長  
 潮来市 市民安心安全室長  
 稲敷市 危機管理課長  
 かすみがうら市 総務部 企画監  
 神栖市 防災安全課長  
 行方市 総務課長  
 鉾田市 総務課長  
 小美玉市 防災管理課長  
 美浦村 総務課長  
 阿見町 交通防災課長  
 河内町 総務課長  
 利根町 総務課長  
 香取市 土木課長  
 稲敷広域消防本部 警防課長  
 茨城県 生活環境部防災・危機管理課 課長補佐  
 茨城県 土木部河川課 課長補佐  
 水戸土木事務所 河川整備課長  
 潮来土木事務所 河川整備課長  
 土浦土木事務所 河川整備課長  
 鉾田工事事務所 道路河川整備課長  
 竜ヶ崎工事事務所 河川整備課長  
 千葉県 防災危機管理部危機管理課 課長補佐  
 千葉県 県土整備部河川環境課 課長補佐  
 香取土木事務所 調整課長  
 気象庁 水戸地方气象台 防災管理官  
 気象庁 鉾子地方气象台 防災管理官  
 独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所 管理課長  
 国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 副所長（技術）

## 既存の会議との関係

### 霞ヶ浦災害情報協議会

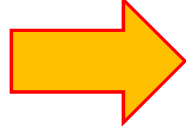
#### 【目的】

霞ヶ浦浸水想定区域関係市町村における、洪水ハザードマップ作成を促進すること。

#### 【協議事項】

1. 洪水ハザードマップ作成に向けた進捗状況
2. 洪水ハザードマップ作成に当たっての課題と解決策
3. 洪水ハザードマップ作成にあたっての行政間の広域的な連携
4. その他必要な事項

※廃止して実施事項として統合



### 霞ヶ浦河川事務所水防連絡会

#### 【目的】

河川法、災害対策基本法及び水防法の趣旨に基づき、国土交通省霞ヶ浦河川事務所管内、常陸利根川（外浪逆浦含む）、横利根川、霞ヶ浦、北浦、鯉川の国土交通省直轄管理区間内の水防関係機関との協力及び連絡を密にし、河川管理の万全を期すること。

#### 【業務】

1. 洪水予報及び水防警報の伝達方法等に関すること。
2. 重要水防箇所の周知に関すること。
3. 河川改修の状況、水防資器材整備状況等の情報交換に関すること。
4. 河川の増水（出水）期前及び洪水経過後の合同巡視に関すること。
5. 水防対策の協力及び連絡に関すること。
6. 水防対策の広報、宣伝に関すること。
7. その他必要な事項

※廃止して実施事項として統合



## 『霞ヶ浦大規模氾濫に関する減災対策協議会（仮称）』※新たに設置

#### 【目的】

本協議会は、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

#### 【協議会の実施事項】

1. 水害リスク情報（洪水ハザードマップ等）や、各構成員が実施している現状の減災に係わる取組状況の共有。
2. 的確な避難、水防活動及び氾濫水の排水を実現するため、構成員が取り組む事項を地域の取組方針として作成、共有。
3. 毎年、地域の取組方針に基づく対策の実施状況の確認、出水期前のトップセミナーや共同点検。
4. その他、大規模氾濫に関する減災対策。